

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>別表第4 (<u>第8条関係</u>)</p> <p>[略]</p>	<p><u>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第8条</u> 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること</u></p> <p>。</p> <p><u>(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</u></p> <p><u>2 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</u></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>別表第4 (<u>第9条関係</u>)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。